

令和4年4月25日

陳情第77号

選挙公報の発行・配布方法の見直しを求める陳情

## 選挙公報の発行・配布方法の見直しを求める陳情

### 【陳情趣旨】

小田原市選挙公報の発行に関する条例（以下、「条例」という。）によれば、公職選挙法第172条の2（以下、「公選法」という。）の規定に従い、小田原市選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）は議会の議員及び長の選挙において選挙ごとに1回選挙公報を発行しなければならないと定めています。

選挙における投票方法が、不在者投票から期日前投票へと投票方法の一部変更がされたことにより、見直しや工夫が迫られているものと陳情者は判断しております。それは、近年の選挙において、期日前投票を利用する有権者が増加していることに適切に対応せねばならないということです。

条例第5条の規定では、第1項で選挙の期日前2日までに、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯（一部を除き実質的にほぼ全世帯）に選挙公報を配布すると定めていますが、同第2項で新聞折り込みその他これに準ずる配布を行うことで第1項が規定する配布に代えることができるとも定められています。

選挙の期日とは、従来であれば不在者投票という例外を除き選挙最終の投開票日ということであったかもしれませんが、今や立候補届出日の翌日から毎日が投票日なのですから、条例の規定を見直すべきであると考えます。

届出日翌日の期日前投票開始に間に合うよう選挙公報を用意するには、条例第3条の規定を適切に運用し適時に周知することが必要であると思えます。

現在でも、選挙管理委員会は議員及び長の選挙において、選挙期日の相当程度前に事前説明会を開催し、後日、届出書類の事前確認をもしています。小田原市における議員及び長の選挙に立候補するには、いずれも所定の額の供託金を預託することが必要となりますので、事故や事件が起きない限り供託金の預託をもって立候補の意思確認ができるはずですが、

一方、選挙公報への記事掲載は立候補予定者の任意ですので、任意提出書類として届出日前に公報掲載記事を提出してもらっても何ら問題はないと考えます。

では、届出日前のどの時点が適切かと思料いたしますには、一案として供託金の預託を含め事前審査が完了した時点でどうかと考えます。考え次第では、法定書類提出による届出と二度手間とも思われがちですが、立候補届出日における書類確認を少なくして、届出手段を円滑に進められるという利点も考慮すべきで、選挙管理委員会も事務手続の分散化が図られると考えます。

さらに、条例第5条に小田原市公式ホームページへの選挙公報掲載を加えれば、届出日翌日の期日前投票開始に時間的余裕をもって公開できることとなります。

直近の市長選挙における選挙公報掲載記事がいまだに議論の俎上にのせられることがあります。当時もそれ以前も行われてきた発行方法では、選挙公報を入手するには早くても届出日からほぼ4日後の水曜日が大勢でしたので、発行と配布の方法を見直せば、有権者に候補者の所見を迅速に提供できると考えます。

### 【陳情項目】

小田原市議会として、選挙管理委員会に対し、選挙管理委員会が執行する議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行、配布について、

- 1 選挙公報を、届出日翌日の期日前投票開始時に発行（WEB公開を含め）すること。

- 2 前項の目的を達成するため、選挙公報への記事掲載意思の確認を事前審査においてすること。
- 3 公報掲載記事の提出を事前審査終了後から段階的に進めること。
- 4 事前審査を経ず、届出日に立候補届出を行った候補者には選挙公報への記事掲載の機会を与えられない旨の周知を図ること。

これらを実現するため、条例及び施行規則の改正を含めた発行手続・配布方法の見直しをするよう求めること。

令和4年4月25日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞